

企画提案仕様書

1. 事業の目的

山梨市・笛吹市・甲州市の3市で構成する峡東地域は、果樹王国と言われる山梨県において、特にブドウ・モモを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、密接に関わり育まれた文化・景観が認められ、令和4年7月に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定されている。

認定3周年を契機に、世界農業遺産の保全と活用に向けた機運をさらに高めるため、地域住民及び観光客等に対し農業遺産認定の意義と魅力を広く発信する「峡東地域世界農業遺産フェスティバル」を開催する。

これにより、地域の活性化や農業振興の促進、認知度向上を目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業の実施時期

令和7年9月7日（日）

(2) 事業の開催時間

午前10時から午後8時を基本とし、協議会との協議の上、変更を可能とする。

(3) 事業の実施エリア

①必須 主会場：山梨県笛吹川フルーツ公園（山梨市江曾原 1488）

臨時駐車場：八幡グラウンド（山梨市市川 1220）

山梨市駅南口カーボン跡地（山梨市上神内川 77）

その他、受託事業者の想定来場者数に基づき必要な臨時駐車場を確保すること。

②協議 参加者の増加および回遊等を促すために必要な開催場所

(4) 事業の内容

①峡東地域の果樹農業の魅力発信に資する事業

②峡東地域の6次産業事業者等の販売促進に資する事業

③峡東地域世界農業遺産の認知度向上に資する事業

④その他、峡東地域世界農業遺産の意義の発信に資する事業

3. 業務の概要

受託事業者は、次に掲げる項目について協議会と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、協議会の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) 事業の企画に関すること

①全般的事項について

- ア 事業タイトルを「峡東地域世界農業遺産フェスティバル」とし、必要に応じて事業内容等がわかり易い副題を定めて事業コンセプト及び事業内容を企画すること。
- イ 事業の開催場所については、2 (3) ①に規定する場所のほか、来訪者の増加及び回遊を促す場所（臨時駐車場含む）を協議すること。
また、メイン会場は、別紙図①とし、屋根、音響、ライト付きのステージを設置し、観客席も確保すること。
芝ステージについては、メイン会場とは別にステージ発表に限らず活用すること。
- ウ 臨時駐車場から会場までシャトルバスを運行すること。また、臨時駐車場の案内図及びシャトルバスの時刻表を作成すること。
- エ 熱中症対策や感染症予防対策等の予防的措置を取り組んだ企画とすること。特に、ステージ上及びステージ周辺に関しては、人が密集する恐れがあるためスポットクーラーなどの予防対策を講じること。
- オ 雨天の場合にも来場者が楽しむことできるよう企画すること。
- カ 主会場における運営態勢等について事前に施設管理者と協議し連携すること。また、音響等について近隣に迷惑がかからないよう配慮すること。
- キ 企画運営者としての入場料の徴収、販売行為等営利事業は実施しないこと。
- ク 峡東地域世界農業遺産の趣旨及び認知度向上に配慮したイベント企画とすること。
また、峡東地域世界農業遺産を楽しく学べるエリアを設けること。
- ケ イベントは2部制にし、1部は家族連れ（子供）が楽しめる企画とし、2部は音楽をメインにワインなどの酒類や地元の特産物が楽しめる企画とし、夜間に楽しめるものとする。
- コ 峡東地域世界農業遺産のロゴマーク入りグッズを作成し、集客力向上に寄与できるよう検討すること。
- サ 峡東地域内の学校と連携した企画とすること。
- シ 会場となる施設の利用率などが発生する場合は受託事業者が対応すること。

②安全管理について

- ア イベントによる滞留スペースと通行スペースを区分し、危険な混雑の排除に努めること。
- イ 臨時駐車場、シャトルバス等交通対策における安全を配慮すること。
- ウ 必要に応じて道路使用許可、通行規制等の手続を実施又は実施支援すること。
- エ イベント各所への警備員の配置並びに救護体制を考案すること。
なお、警備員の配置については、各駐車場での案内や交通整理を十分に行うことのできる要員を確保すること。
- オ 安全管理に必要な場合は、警察及び消防等の関係機関と連携すること。
- カ 出店に係る消防及び保健所等関係機関への手続きの支援をすること。

キ イベントにおける火気の取り扱いについては、施設管理者等と協議のうえ関係法令を遵守するとともに消防等関係機関に必要な手続きをとること。

ク 飲食スペースを設け、直射日光及び雨天等が回避できる対策を行うこと。また、飲食スペースの衛生面についても配慮すること。

③出店及び展示について

ア 地域住民が出演・出店参加できる仕組みを導入し、世代を問わず多くの地域住民が楽しめる内容を企画すること。

イ 果実や6次産業化産品など果樹農業に関する味覚を楽しめる出店内容を企画すること。

ウ 峡東地域世界農業遺産のPRに繋がる展示や体験などの内容を企画すること。なお、展示や体験には峡東地域世界農業遺産のInstagramアカウントフォローの誘導等を併せて行うこと。

(2) 事業の運営・管理に関すること

①事業の実施スケジュールの作成

契約から業務完了までのスケジュールについて、協議会との契約に向けた協議期間を含め、関係機関との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、事業告知・宣伝、出店者の募集、事業運営・管理、効果検証及び事業報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように作成すること。

②事業運営マニュアル等の作成

ア 事業全体及び開催場所ごとの運営・管理に関する具体的なマニュアルを作成すること。

イ 当該マニュアルには、実施体制、人員配置、緊急時の連絡体制及び救急体制等も併せて記載すること。

ウ イベント当日の進行管理表及びシナリオを作成すること。

③機材の調達、設置及び撤去

ア 事業の実施に必要な機材を調達し設置するとともに、事業の開催期間中の管理及び撤去を行うほか、設置等に必要な手続きを行うこと。

イ 記載の設置及び撤去の日程や設置場所などについては、実施スケジュール及び運営マニュアルに記載すること。

④事業の運営

ア 実施スケジュール及び運営マニュアルに基づき、必要な人員等を確保し事業を運営すること。

イ 事業の開催期間中に実施スケジュール及び運営マニュアルを変更する必要がある場合は、協議会の指示に従うこと。

⑤その他

ア 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

イ 事業の実施にあたっては、賠償責任保険等に加入すること。

ウ 清掃並びにごみ箱の設置及びごみの改修・処分など環境の美化に努めること。

エ 事業内容に応じて、誘導員・警備員を配置すること。

(3) 事業の広報に関すること

- ① 峡東地域はもとより県内外に広く周知し、来場意欲が高まる広報を行うこと。特に県内小中高の学校には重点的に行うこと。
- ② パンフレット及び展示物等にあつては、イベント終了後は協議会所有とし、残余品及び印刷用データを協議会に提供すること。
- ③ 協議会が支持する広報について協力を求めた場合は、デザイン等の提供を行うとともに、協議会が当該デザインを当該事業の広報に必要な範囲で随時利用するためのデザイン変更について協力すること。
- ④ 主会場に協議会事務局による広報ブースを設けるものとし、その意匠については本イベント以降も協議会が行うPR事業に使用可能なものとなるよう工夫すること。

(4) 事業効果の検証及び事業報告書の作成に関すること

- ① 会場において、世界農業遺産に関するアンケートを実施し、イベント実施による農業遺産認知度、意義、今後の活用等に関する意見を収集すること。
- ② イベント終了後30日以内に事業報告書を紙媒体5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（一式）で協議会に提出すること。なお、事業報告書の記載内容は次のとおりとする。
 - ア 本業務の実施内容（企画提案書を実施実態に合わせ修正し、その内容を実施状況に合わせ加筆等したもの）
 - イ アンケートの集計結果
 - ウ 写真、映像等の履行状況が確認できるもの
 - エ 経費内訳書
 - オ パンフレット等成果物一式（イベント終了後に協議会に帰属した物品についてはその使用等が分かるもの）
 - カ イベント開催前に実施したSNS・メディア等を活用した広報広告活動のインプレッション数についての検証・報告
 - キ その他協議会が指示するもの

(5) その他必要な業務

業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

4. 契約後の留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に協議会に対し書面で再委託先、再委託期間及び再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを協議会に提出すること。

(2) 個人情報の取扱い

本抛有無を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

(3) 関係機関との打合せ等

本業務を実施するにあたって協議会及び関係機関（施設管理者、警察及び消防等）と随時必要な打ち合わせを行い、その記録を作成するとともに、協議会が申請する使用許可等に関する申請書類の作成及び提出など必要な手続きを行うものとする。

(4) 成果物の譲渡等

本業務の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引き渡し時に協議会に無償で譲渡するものとする。

また、協議会は成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、協議会が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他協議会の責に帰することができない自然的又は人為的な現象など不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、協議会に対しその賠償を請求することができないものとする。

また、責めに帰する事由により、運営に関し、協議会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。